

東京家政学院大学『学生生活支援給付金』募集要項

1. 事業の概要

新型コロナウイルス感染症による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、修学の継続が困難となっている学生に対し、現金給付を行い学生生活への負担を軽減し支援するものです。

※この給付金事業は本学が独自に実施するものであり、多くの学生に支援を行うことを目的としているため、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を受給していない方を対象とします。

2. 支援金額：

1人 50,000円（最大16名）

指定口座への振込みとします。（令和3年1月予定）

3. 支援対象：

本学に在籍する学部生（休学者、外国人留学生及び科目等履修生を除く）で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済的に困窮している学生に対し、次の4項目の費用に係る支援とします。

- (1) 遠隔授業を受けるための通信費
- (2) 学生生活をおくるための食費
- (3) 修学のための教材（参考図書）購入費
- (4) 一般的な帰省または帰省先から戻るための交通費

4. 申込方法

学生生活支援給付金を希望する学生は、所定の申請書類（様式1、様式2、その他必要な証明書類含む）等一式を、郵送にて学務グループに提出してください。

5. 申込期間

令和2年12月11日（金）17:00 【必着】

6. 支援対象者の要件

(1) 以下の①～⑥を満たす者

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない(※1)
- ② 原則として自宅外で生活をしている(※2)
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む(※3))が大幅に減少(前月比(※4)の50%以上減少)している
- ⑥ 既存制度について、以下の条件のうちいずれかを満たす(※5)

- 1) 高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)の第I区分の受給者

- 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 3) 新制度に申し込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

(※1) 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間 150 万円以上(授業料を含む)を目安とします。

(※2) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあつては、自宅外通学であるということの証明書類(アパート等の賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要です。

(※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当を支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

(※4) 令和2年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

(※5) 第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。

(2) 上記(1)を考慮した上で、経済的な理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

7. 審査方法

書類審査とします。本事業は最大 16 名の支援となります。申し込みが 16 名を超えた場合は、成績順 (GPA) で上位者から選考します。

審査内容に関する問合せは受付できませんのでご了承ください。

8. 審査結果等

審査結果は、12 月下旬頃メールにてお知らせします。

9. 注意事項

提出された申請書等に虚偽の記載があつた場合には、不正受給となり、返還していただくことになります。

10. 問合せ先

本給付事業についてのお問い合わせはメールでお願いします。

東京家政学院大学 学務グループ : gakusei@kasei-gakuin.ac.jp

11. 書類提出先

〒194-0292 東京都町田市相原町 2600

東京家政学院大学 学務グループ 「学生生活支援給付金」係